

海田町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月18日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町条例第2号

海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年海田町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出しを「虐待等の禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「，終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項その他の」に改める。

第18条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。